

**第25期小山市農業委員会  
第11回総会議事録**

令和6年4月25日

1. 開催日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分から午後3時05分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 17人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 欠席委員 2人

8番 寺田 仁一

14番 山口 誠英

## 5. 付議事件

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地証明願について  
議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について  
議案第6号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について  
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について  
（再配分）  
議案第8号 水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画の見直しに係る意見について  
議案第9号 小山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

## 6. 出席職員

### 農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	根本	護
	主査	金澤	卓哉
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕
農村整備課			
ほ場整備係	係長	中島	清孝
	技師	加藤	湧亮

事務局 総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は17名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまより、第11回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。

初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかに選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、1番保坂健司委員、18番柏瀬勝彦委員を議事録署名人に任命いたします。よろしく申し上げます。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の山中主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2～3ページ、別紙位置図1～9ページをご覧ください。

今回は、11件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑2筆 面積 2,362㎡

権利取得後の経営面積は : 167a

農機具等の保有状況は : トラクター、管理機等を所有しており

労働力は : 2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 田2筆 面積 4,300㎡

権利取得後の経営面積は : 230a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、管理機等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 田2筆、面積 8,271㎡

権利取得後の経営面積は : 168a

農機具等の保有状況は:トラクター、管理機等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1.2kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑7筆、田2筆 面積 14,763㎡

権利取得後の経営面積は : 147a

農機具等の保有状況は:トラクター、フォークリフト、管理機等を所有しており

労働力は: 1人

申請地は、自宅から400mのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃貸借設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑2筆、田1筆 面積 682㎡

権利取得後の経営面積は : 77a

農機具等の保有状況は:トラクター、乗用草刈機等を所有しており

労働力は: 1人

申請地は、自宅から1.2kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃貸借設定に関する案件でございます。

対象農地は : 田5筆 面積 7,111㎡

権利取得後の経営面積は : 77 a  
農機具等の保有状況は:トラクター、乗用草刈機等を所有しており  
労働力は: 1人  
申請地は、自宅から12kmところに位置する農地です。  
以上が6番でございます。

続きまして、番号7番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。  
対象農地は : 田2筆 面積 3,070㎡  
権利取得後の経営面積は : 409 a  
農機具等の保有状況は:トラクター、穀物乾燥機、管理機等を所有しており  
労働力は: 2人  
申請地は、自宅から23kmところに位置する農地です。  
以上が7番でございます。

続きまして、番号8番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。  
対象農地は : 田1筆 面積 2,687㎡  
権利取得後の経営面積は : 72 a  
農機具等の保有状況は:トラクター等を所有しており  
労働力は: 2人  
申請地は、自宅から600mところに位置する農地です。  
以上が8番でございます。

続きまして、番号9番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは賃貸借権設定に関する案件でございます。  
対象農地は : 田1筆 面積 2,095㎡  
権利取得後の経営面積は : 72 a  
農機具等の保有状況は:トラクター等を所有しており  
労働力は: 2人  
申請地は、自宅から2.8kmところに位置する農地です。  
以上が9番でございます。

続きまして、番号10番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは賃貸借権設定に関する案件でございます。  
対象農地は : 田1筆 面積 1,094㎡  
権利取得後の経営面積は : 72 a  
農機具等の保有状況は:トラクター等を所有しており

労働力は： 2人  
申請地は、自宅から2.8kmところに位置する農地です。  
以上が10番でございます。

続きまして、番号11番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは賃貸借権設定に関する案件でございます。  
対象農地は：田1筆 面積 1,332㎡  
権利取得後の経営面積は：72a  
農機具等の保有状況は：トラクター等を所有しており  
労働力は：2人  
申請地は、自宅から2.8kmところに位置する農地です。  
以上が11番でございます。

以上、11件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

4 番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は自己所有の農地を拡大し効率化することを考えており、以前より、農地の取得を検討していました。

そのため、申請地の近くで耕作をしている受け人に相談したところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われま。ので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

6 番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、申請地の近くで耕作をしている受け人に相談したところ、使用貸借権を設定することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われま。ので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

4 番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買

に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

13番

番号4番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定に関する案件です。

渡し人は高齢のため、農地の経営移譲を検討していました。

そのため、共に農地を耕作している甥っ子である受け人に相談したところ、経営移譲することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

3番

番号5番6番について、併せて補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による貸借権設定に関する案件です。

受け人は渡し人が代表をしている法人であり、事業の拡大を考え昨年設立しました。農地については自身及び母が所有している農地であり、法人化に伴い、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

9番

番号7番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

18番

番号8から11番について、併せて補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定及び貸借権設定に関する案件です。

受け人は周囲のいちご農家が高齢化により規模が縮小する現実を知り、栃木のいちごを守りたいと考え、知人のもとで農業技術を習得し、新規就農に至りました。

農地については、いちご栽培に適した農地を探していたところ、研修先農家の農地の他、受け人の父親の農地を借り受けることで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

15番 2番について、申請者の作付作物及び東京在住の理由について、もう少し詳しい説明をお願いします。

事務局 作付作物は、麦と水稻を予定しております。また、申請者の現住所は東京都となっておりますが、実家は小山市内にあり、二拠点生活をしております。また、年間250日以上は小山市内の実家で生活し、農作業に従事しているとのこと。

議長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。  
議案書4ページ、別紙位置図10ページでございます。  
今回は、1件の申請がございました。4月17日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、農業用倉庫及び農機具駐車場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積274㎡。

申請人は農地の取得を検討した際に、自宅の農業用倉庫が農地に越境していることが分かりました。違反の適正化及び農機具駐車場の拡張をするために申請に至ったとのこと。

申請地は農振農用地区域内にある農地でございますが、農業用施設に関する転用であり、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内浸透処理。

周辺の隣地状況ですが、北は宅地、東・南は農地、西は道路。

農地の境界には保安距離を設けて防除するとのこと。

以上が1番でございます。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

16番 番号1番について、補足説明いたします。  
受け人は、農地の取得を検討した際に、自宅の農業用倉庫が農地に越境していることが分かりました。農業用倉庫の適正化及び農機具駐車場を拡張するために、申請に至ったとのことです。  
許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。  
議案書5ページ、別紙位置図11、12ページでございます。  
今回は、4件の申請がございました。番号1番は3月15日に調査委員会1班、番号2番から4番は4月17日に調査委員会3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。  
転用の目的は、一般住宅でございます。  
転用しようとする土地は、田1筆、面積314㎡。  
使用貸借を伴う転用の申請でございます。  
申請の理由ですが、申請人は市内のアパートに家族4人で暮らしています。子どもの成長に伴って住居が手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接して

おり、育児の協力を得られることから適地であり、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで、絹土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は農地、東は道路、南は宅地、西は水路。農地との境にはコンクリートブロックを設け防除するとのこと。

資金計画につきましては、全体事業費3,500万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、太陽光発電のための工事用搬入路でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積7,931㎡のうち717.95㎡。

賃貸借を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は、再生可能エネルギー業を営む法人です。東野田の山林に太陽光発電設備の設置を計画しましたが、資材の搬入に適した道路が確保できずにいました。農地に鉄板を敷くことで工事用の資材搬入路が確保できるため、申請に至ったとのこと。

申請地は農振農用地区域内にある農地でございますが、3年以内の一時転用であり、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水は無し。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は山林と農地、東は道路、南は農地と宅地、西は水路。農地との境には保安距離を設け防除するとのこと。

資金計画につきましては、太陽光発電の工事費を含み全体事業費8,000万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積345㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

受け人は家族3人でアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は現住所から近く、通勤の利便性が高いことから適地であり、申請に至ったとのこと。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。  
取水は市水道、排水は市下水道。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南・西は道路、東は山林。周辺との境には保安距離を設けるとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費 2,690 万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が 3 番でございます。

次に、番号 4 番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑 1 筆、面積 264 m<sup>2</sup>。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は借家に居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は母親の面倒を見るために実家から近く、通勤もしやすい申請地が適地であるため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第 2 種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南は農地、東は水路、西は道路。農地との境にはブロック塀と植栽を設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費 3,420 万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が 4 番でございます。

以上 4 件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番 　　番号 1 番について、補足説明いたします。

受け人は家族 4 人でアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴って手狭になり、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接するので生活の協力も得られ、将来は両親の面倒を見るためにも適地であるため、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

4番 　　番号 2 番について、補足説明いたします。

受け人は、再生可能エネルギー業を営む法人です。東野田の山林に太陽光発電設備の設置を計画しましたが、工事資材の搬入に適した道路が確保できずにいました。工事用搬入路を確保するため、農地に鉄板を敷くことが適しているため、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番 番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、家族3人でアパートに居住しておりますが、子供の成長により手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は現住所から近く、通勤の利便性が高いことから、適地であるため、申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番 番号4番について、補足説明いたします。

受け人は、家に居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は母親の面倒を見るために実家から近く、通勤もしやすい適地であるため、申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、別紙位置図13、14ページでございます。

今回は、4件の願出がございました。4月17日に調査委員会3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、田1筆、面積169㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和33年以前から貸家で利用されてきました。居住者から購入の申出がなされ、調査をしたところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に

至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも65年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑4筆、面積549㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成5年以前から農家住宅敷地及び通路として利用されてきました。相続した願出地を調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも31年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積320㎡。

願出地は昭和45年以前から住宅敷地として利用されてきました。住宅の建て替えを検討した際に調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも53年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積136㎡。

願出地は昭和61年以前から宅地として利用されてきました。土地の整理のために登記簿謄本を確認したところ、敷地の一部が農地であることが判明したため、所有地を整理するために今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも58年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が4番でございます。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5 番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和33年以前から貸家で利用されてきました。居住者から購入の申出がなさ

れ、調査をしたところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと  
です。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします  
ます。

11番 番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関  
係者から事情を伺いました。

願出地は、平成5年以前から農家住宅敷地及び通路として利用されてきました。相続した願  
出地を調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと  
です。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします  
ます。

18番 番号3番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関  
係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和33年以前から貸家で利用されてきました。居住者から購入の申出がなさ  
れ、調査をしたところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと  
です。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします  
ます。

7番 番号4番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関  
係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和61年以前から住宅敷地として利用されてきました。土地の整理のために登  
記簿謄本を確認したところ、敷地の一部が農地であることが判明したため、今回の願出に及ん  
だとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします  
ます。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある  
方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございません  
か。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が2件あります。

これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、はじめに議案第5号の利用権設定分のうち、8ページ記載の番号1番は杉山力委員に関する案件ですので、杉山委員は、一旦退出願います。

(杉山委員 退出)

議 長

議案第5号の利用権設定分のうち番号1番について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。議案第5号の利用権設定分のうち番号1番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の利用権設定分のうち番号1番について、原案のとおり可決いたします。杉山委員は入場してください。

(杉山委員 入場)

議 長

次に、議案第5号の利用権設定分のうち、8ページ記載の番号10番は保坂健司委員に関する案件ですので、保坂委員は、一旦退出願います。

(保坂委員 退出)

議 長 議案第5号の利用権設定分のうち番号10番について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第5号の利用権設定分のうち番号10番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の利用権設定分のうち番号10番について、原案のとおり可決いたします。  
保坂委員は入場してください。

(保坂委員 入場)

議 長 続きまして、議案第5号の所有権移転分、並びに利用権設定分のうち番号2番から9番及び11番から38番について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第5号の所有権移転分、並びに利用権設定分のうち番号2番から9番及び11番から38番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の所有権移転分、並びに利用権設定分のうち番号2番から9番及び11番から38番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」について、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が1件あります。

これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、はじめに14ページ記載の番号7番は館野強志委員に関する案件ですので、館野委員は、一旦退出願います。

(館野委員 退出)

議 長 議案第6号のうち番号7番について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第6号のうち番号7番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」のうち番号7番について、原案のとおり可決いたします。  
館野委員は入場してください。

(館野委員 入場)

議 長 続きまして、議案第6号のうち番号1番から6番及び8番から72番について、事務局の説

明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長  ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長  これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第6号のうち番号1番から6番及び8番から72番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長  「異議なし」と認め議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」のうち番号1番から6番及び8番から72番について、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長  ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長  これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長  「異議なし」と認め議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり可決いたします。

議 長  議案第8号は「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画の見直しに係る意見について」、となりますが、この計画は、市農村整備課

が所管する案件ですので、農村整備課職員の出席を求めます。

(農村整備課職員入室)

議 長 それでは、議案第8号について審議いたしますが、当該計画に館野強志委員が担い手として関わっております。

このことは、本案件が「自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項」に相当し、農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当します。したがって、館野委員は一旦退出願います。

(館野委員 退出)

議 長 議案第8号「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画の見直しに係る意見について」、農村整備課より説明を求めます。

(議案書の内容を説明)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

1 番 50ページに記載の農地集積状況図について、再度説明をお願いします。また、記載の図の中に水田はあるのでしょうか。

農 村 整 備 課 農地集積状況図については、畑や田を示すものではなく、担い手の方に所有権と賃借権のどちらで集積をしていくのかを示した図です。また、水田の有無につきましては、現在一部の水田がございますが、圃場整備の際に畑に換地される予定です。

他に、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第8号「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画の見直しに係る意見について」、意見聴取を行った結果、農業委員会として、「意見なし」である旨、回答してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第8号「水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業塚崎・田間地区の農業農村活性化計画の見直しに係る意見について」、農業委員会として議案どおり承認し、「意見なし」と小山市長に回答いたします。館野委員は入場してください。

(館野委員 入場)

議 長 農村整備課職員は退出してください。

(農村整備課職員退出)

議 長 議案第9号「小山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第9号「小山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第9号「小山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」について、原案のとおり可決いたします。

議 長 報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。

(報告書の内容を読み上げる)

以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、第11回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、山中主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---